

兵庫県立人と自然の博物館における公的研究費不正防止計画

兵庫県立人と自然の博物館において、公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うため、平成19年2月15日付文部科学省科学技術・学術政策局長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」で要請されている「兵庫県立人と自然の博物館における公的研究費不正防止計画」(以下、「不正防止計画」という。)を策定する。

令和3年2月1日付けで「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定)」が改正されたことに伴い、「不正防止計画」も改定する。

1 公的研究費の不正防止に向けた管理責任体制の整備

「兵庫県立人と自然の博物館における公的研究費の管理・監査体制の整備について」に基づき、公的研究費の不正防止に向けた管理責任体制を整備するとともに、不正防止計画の策定及び推進により、公的研究費の不正防止に努める。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) 物品購入に係るルールの特明確化・統一化

ア 本館に納入されるすべての物品の発注・検収は、基本的に経理員が実施する。

なお、納入業者が宅配便、休日夜間、緊急時などで直接研究員へ納品する場合には、納品後速やかに経理員が検収を行うとともに、納品日と検収日が異なる理由を明記する。

イ 物品検収の事務の流れについては、館内の関係者及び納入業者に対して周知徹底する。

(2) 職員の旅行命令と事実確認

出張者が旅行報告書を作成するに当たり、用務内容によって次の手続きを行うこととする。

ア 研究打合せ等の用務である場合は、旅行報告書に打合せ等の相手方の所属・氏名を記載する。

イ 学会出席等の用務である場合は、大会要旨や当日配布される資料の一部を添付する。

ウ ア及びイに基づき、無作為抽出による事実確認を不定期に実施する。

(3) 研究補助者の管理と事実確認

ア 従事者本人が、業務終了後、出勤表(兼実施報告書)を総務課に提出することとし、業務内容等について従事者本人から直接、事実を確認する。

イ 無作為抽出による勤務状況の事実確認を不定期に実施する。

ウ 業務実施に伴い成果物が発生する場合は、出勤表に成果物の一部を添付する。

(4) 予算の執行状況の監視等

各部局において、定期的に予算の執行状況を把握し、適正かつ円滑な予算執行を行う。

特に、毎年度12月末日現在で、年度当初の予算額に対し50%以上の残額が生じている研究費については、職員から注意を促すとともに、必要に応じて執行の遅れの理由について確認する。

(5) 事務処理手続き及び公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口

本館における事務処理手続きは、兵庫県立人と自然の博物館科学研究費取扱規定に基づき行うが、事務処理手続き及び公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口は、以下の通りとする。

兵庫県立人と自然の博物館 総務課

(6) 内部監査体制の強化

研究費に係る事務の適正な執行を図るため、館長が指名する者で構成する内部監査チームが、定期的又は不定期にモニタリング及び内部監査を実施する。

監査等の結果については、毎年度取りまとめ、館内に周知する。

内部監査規定については、別途定める。

3 不正等の通報窓口及び通報者の保護等

(1) 通報窓口

研究費の不正等の通報窓口は、次の2カ所とする。

- ① 研究倫理委員会委員長
- ② 事務系次長

(2) 通報者に対する保護

研究費の不正使用等について通報した者及び相談した者（以下、「通報者」という。）が不利益な取り扱いを受けることのないよう、通報者は、研究倫理指針や兵庫県職員公益通報制度の規定により保護されていることを周知する。

(3) 不正な取引に関与した取引業者への対応

研究費の不正使用等に関与した業者については、兵庫県指名停止基準（平成6年6月16日）に基づき、知事が指名停止（契約担当者に対し、一定の期間、指名の対象外とすること）を行う。

4 研究員等の意識向上

(1) 研究員等に対する説明会等の開催

ア 兵庫県立人と自然の博物館研究倫理指針に基づき、研究員の研究倫理意識の高揚を図るとともに、主担当職員が専門的知識をもって適正に執行が行えるよう、定期的に説明会や研修会等を開催する。

イ 特に、公的研究費の不正防止等を図るため、研究員等に向けたマニュアルを作成し、館内に周知することにより、コンプライアンス（法令遵守）の意識を徹底する教育を実施する。

(2) 誓約文書の徴収

公的研究費に関わる構成員は、コンプライアンス教育後、内容を遵守する旨の誓約書を提出する。

5 不正防止計画の絶えざる点検と見直し

不正防止計画については、本館や他大学等における不正事例の検証結果や、文部科学省等からの情報提供、他大学等における対応等を勘案しつつ、絶えざる点検と見直しを行うものとする。

附 則

この計画は、平成19年10月26日から施行する。

この改正は、平成26年 4月1日から施行する。

この改正は、平成29年年6月1日から施行する。

この改正は、令和3年6月25日から施行する。